

2003年 11月 19日

新エネルギー等発電事業者
電気事業者 各位

資源エネルギー庁
新エネルギー等電気利用推進室

新エネルギー等電気相当量記録届出及び義務履行量届出の添付資料について

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下、「法」という。）施行規則第7条に基づく新エネルギー等電気相当量の記録届出及び法第10条に基づく義務履行状況の届出をする場合は、新エネルギー等電気の供給量を示す書面等を添付する必要がある、この扱いは「検針票等の扱いについて」による旨をホームページ等によりお知らせしてきたところです。

この扱いにおいて、上記届出の際には、新エネルギー等電気の供給量の計算内容及びその計算に用いる数字の根拠となる検針票等が必要であるとしています。

この扱いのうち、複数の電力量計等を用いて新エネルギー等電気の供給量を把握する設備については、計算に用いる数字の根拠となる書面として、「新エネルギー等電気供給量の算出方法」あるいは「新エネルギー等電気供給量の算出表」を添付いただくこととしましたので、ご協力方お願いします。

なお、この添付資料は、設備認定当初から新エネルギー等電気の供給量が単一の電力量計で計量できる設備については不要ですので、申し添えます。

新エネルギー等電気相当量記録届出及び義務履行届出の添付資料について

1. 趣旨

新エネルギー等発電設備には複数の電力量計を用いて新エネルギー等電気の供給量を把握する設備又は平成15年度中に計量法に適合させるための措置を講じる設備が相当数あり、これらは、算出方法が設備毎に異なり、新エネルギー等電気供給量の計算方法が複雑となっています。

一方、新エネルギー等電気相当量の記録届出や義務履行状況届出の受理にあたっては、これらの算出根拠を的確に把握することが必要であります。

このため、複数の電力量計を用いて新エネルギー等電気の供給量を把握する設備について、以下の場合には新エネルギー等電気の供給量を把握する算出根拠を説明した書面を添付することとする。

2. 算出根拠となる書面の添付

施行規則第7条に基づく新エネルギー等電気相当量記録届出、又は法第10条に基づく義務履行届出をする場合において、電力供給量が単一の計量器では計量できない新エネルギー等発電設備（別紙1を参照）については、設備毎に別紙3の「新エネルギー等電気供給量の算出方法」（以下「添付資料」という。）を届出書に添付する。

また、別紙2に該当する設備は、別紙3の「新エネルギー等電気供給量の算出表」のみ添付することもできる。

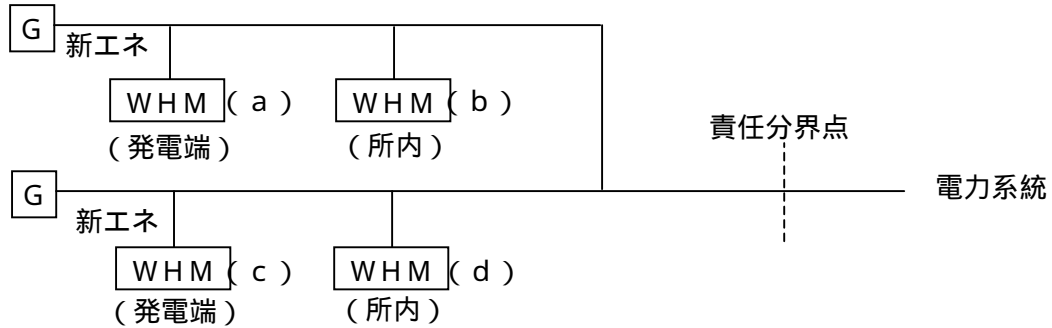
3. 添付資料の記載事項等

(1) 添付資料の様式は、A4版の任意書式とする。

(2) 記載事項等は、別紙3「新エネルギー等電気供給量の算出方法」の記載要領による。

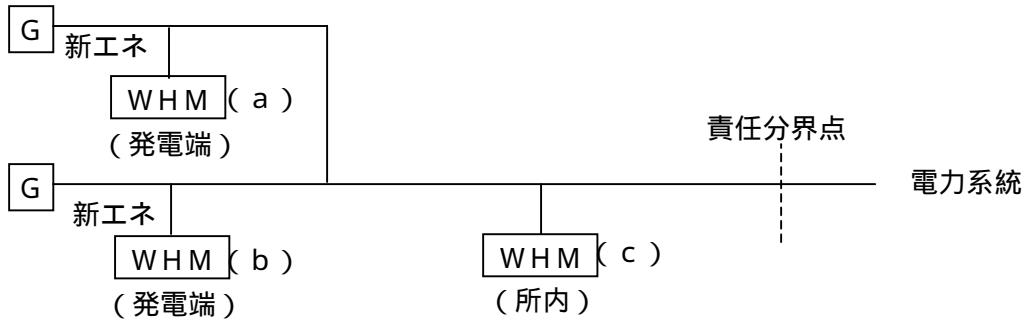
1. 複数の発電設備を複数の計量器で計量する場合

(1)



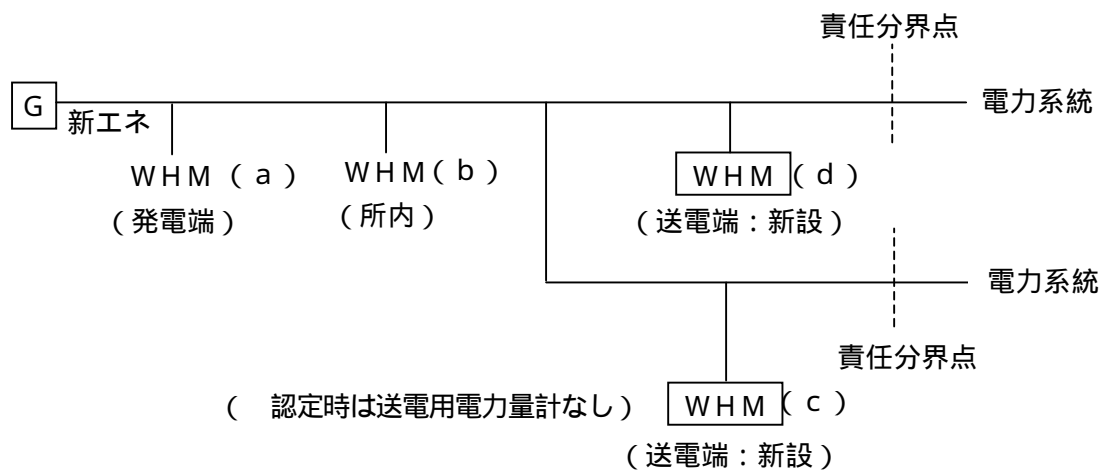
新工ネ等電気供給量算定方法： $(a - b) + (c - d)$

(2)



新工ネ等電気供給量算定方法： $(a + b) - c$

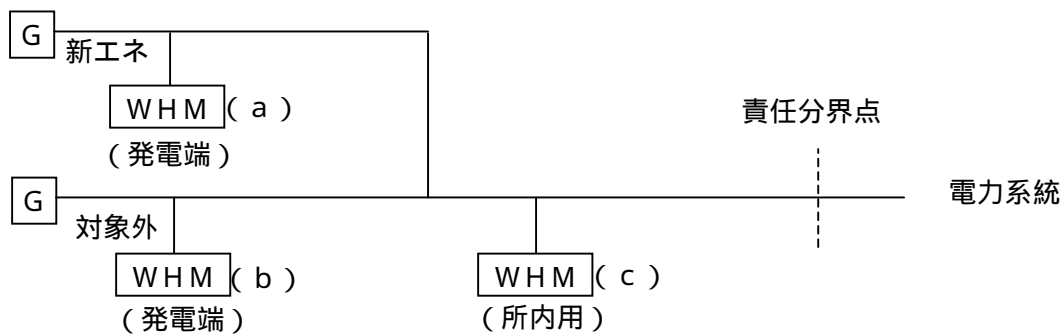
2. 新工ネ等設備が複数の系統に連系しており、複数地点の計量値を合計して電力供給量を算定する場合



新工ネ等電気供給量算定方法： $c + d$

(注：WHMは未検定電力量計、WHMは検定済電力量計を表わす。(以下同様。))

3. 新工ネ等設備とそれ以外の発電設備が混在し、按分等により新工ネ等電気供給量を算定する場合

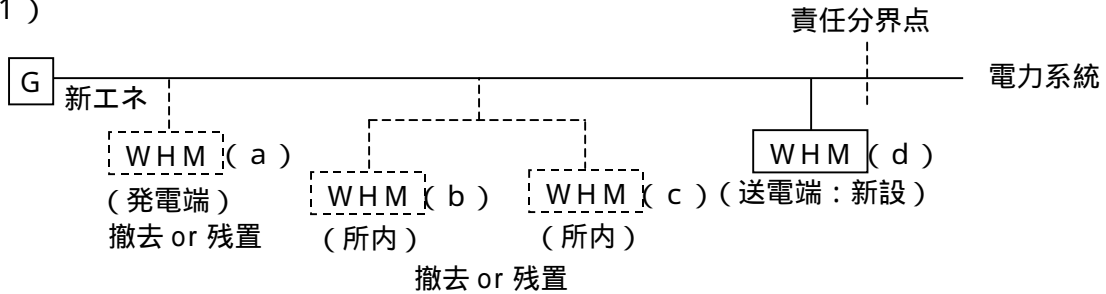


新工ネ等電気供給量算定方法： $a - \{ a \times c / (a + b) \}$

初回届出時のみ添付資料が必要（次回以降は不要）なものの例

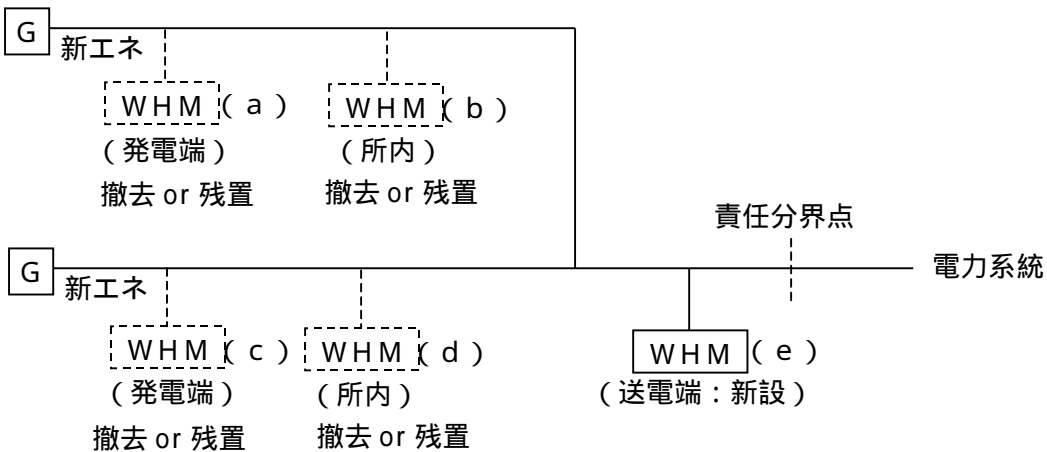
1. 当該期間内に計量器の新設・撤去等を行い、単一の電力量計で計量することが可能となった場合

(1)



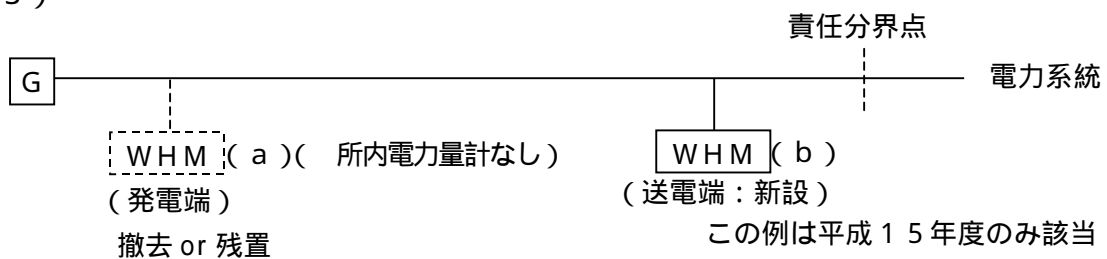
新工ネ等電気供給量算定方法 電力量計設置（前）： $a - (b + c)$
電力量計設置（後）： d

(2)



新工ネ等電気供給量算定方法 電力量計設置（前）： $(a - b) + (c - d)$
電力量計設置（後）： e

(3)

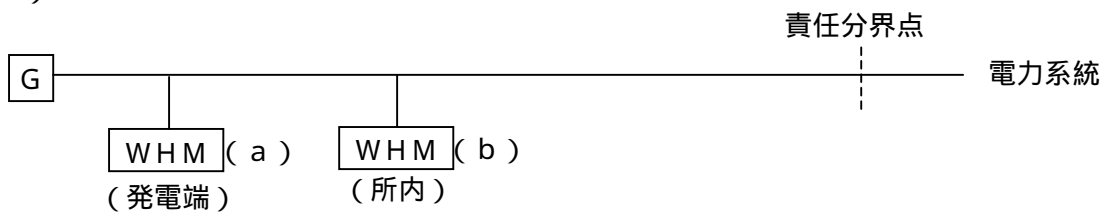


新工ネ等電気供給量算定方法 電力量計設置（前）： $a - \text{所内電力量（理論値）}$
電力量計設置（後）： b

毎回届出時に新エネルギー等電気供給量の算出表のみ必要なものの例 (別紙2)

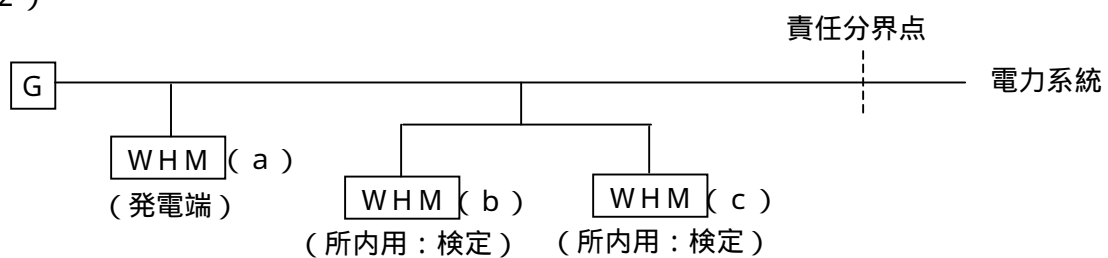
1. 一つの新エネルギー発電設備について、発電端電力量計と所内電力量(複数の場合を含む)を別々に計量する場合

(1)



新エネルギー等電気供給量の算定方法 : $a - b$

(2)



新エネルギー等電気供給量の算定方法 : $a - (b + c)$

1. 新エネルギー等電気供給量の算出方法

設備の配線図に即し、新エネルギー等電気供給量の計量方法、算出方法がわかるよう、発電機、電力量計、系統連系の接続状況等を示した配線模式図を作成する。

(別紙1の図を参照)

電力量計については、検定済電力量計、無検定電力量計の別を表示する。

電力量計を新設した場合には新設年月日を記載する。

新工ネ等電気供給量の算定式を記載する。

配線図が同一の設備が多数ある場合は、まとめて一つの配線模式図を作成し、そこに複数の設備の算定式を記載しても差し支えない。

2. 新エネルギー等電気供給量の算出表

検針票の数値をもとに当該供給期間の新エネルギー等電気の供給量を示す算出するための表(下表を参照して任意に作成)を作成する。

なお、検針票の中で新工ネ等電気供給量の算出ができる書式が記載されている場合は、算出表の提出を省略して差し支えない。

日割計算を行う場合は、備考欄に日割計算と記載し、表の該当欄には当該届出期間に算入する新エネルギー等電気供給量を記載する。

なお、備考欄(又は欄外)に日割計算の計算式を記載する。

供給期間	計 量 計					計 量 計					計 量	
	指 示 数			乗 率	電 力 電 量	指 示 数			乗 率	電 力 電 量	指 示 数	
	前 回	今 回	差			前 回	今 回	差			前 回	今 回
計												

計			新工ネ等電 気供給量 -(+)	備 考
差	乗 率	電 力 電 量		
				検定済計量計新設：平成15年 月 日